

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 市民生活部
支所（大野、柚木、黒島）

3 監査の期間 令和 2 年 10 月 21 日（水）～令和 3 年 1 月 27 日（水）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和 2 年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 財産管理事務

- ① 佐世保市職員等の駐車場用地賃貸借契約において、佐世保市財務規則第 138 条第 1 項で「…随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく、…契約書を作成しなければならない。…」と規定されているにもかかわらず、職員駐車場借受申請書兼同意書を提出している職員について、契約書を作成していないものがあつた。（大野支所）

職員駐車場の使用に関する権利義務を明確化するための契約であることを認識されたい。駐車場の使用者と台帳等の管理を適正に把握されたい。